

2022 年 5 月 11 日



各 位

会 社 名 スズキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 俊宏
(コード：7269 東証プライム)
問合せ先 経営企画室 コーポレート戦略部長
三木 利哉
電話番号 (053) 440-2030

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 6 月 29 日開催予定の第 156 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が取締役会を招集し、その議長にあたるよう、現行定款第 25 条第 1 項を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 29 日 (予定)

以上

現行定款	変更案
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設> 第17条～第19条 <条文省略> 第4章 取締役及び取締役会 第20条～第24条 <条文省略> (取締役会の招集) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、その議長となる。但し、<u>取締役会長に欠員又は支障があるときは</u>、取締役会の決議をもって、<u>あらかじめ定めた順序</u>により、他の取締役がこれに代わる。 ② <条文省略> ③ <条文省略> 第26条～第41条 <条文省略> <新設>	第3章 株主総会 <削除> <u>(電子提供措置等)</u> 第16条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> ② <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第17条～第19条 <現行どおり> 第4章 取締役及び取締役会 第20条～第24条 <現行どおり> (取締役会の招集) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。但し、<u>当該取締役に支障があるときは</u>、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② <現行どおり> ③ <現行どおり> 第26条～第41条 <現行どおり> 附 則 第1条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

現行定款	変更案
	② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u> <u>第2条 前条及び本条は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>